

5. 実践事例

<事例の概括>

- (1) 放課後子どもプラン
- (2) 障害者自立支援法による放課後支援
- (3) 都道府県独自の事業による「学童保育」

<障害児の放課後活動を進めるに当たって>

5. 実践事例

事例の概括

放課後活動の実践事例として

- (1) 「放課後子どもプラン」だけでなく
 - (2) 障害者自立支援法による放課後活動
 - (3) 都道府県独自の制度による「学童保育」
- の事例も取り上げます。

(1) 「放課後子どもプラン」では

① 「放課後子ども教室」として

i、小学校区等における「放課後子ども教室」に、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒が参加している事例を取り上げ、

ii、特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」の事例を、さらに取り上げました。

② 「放課後児童クラブ」(学童クラブ)では、特に障害児を受け入れている事例の現状と課題を中心に取り上げました。

(2) 障害者自立支援法による事業では、①日中一時支援事業、②児童デイサービスによる「学童保育」の事例を取り上げました。

(3) 都道府県独自の制度による事業では、埼玉県、島根県、東京都の事例を取り上げました。＜障害児の放課後活動を進めるに当たって＞では、送迎やボランティア育成の工夫も記述しました。

(1) 「放課後子どもプラン」

① 「放課後子ども教室」

i 小学校区等における「放課後子ども教室」に、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒が参加している事例では、まず横浜の「はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ」品川区の「すまいるスクール」川崎市の「わくわくプラザ川崎」の事例について記述しました。これらは全児童対策事業で、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒が参加している事例です。

次に、福島県の事例です。「ほばらっ子クラブ」は伊達市を居住地とする福島県立大笹生養護学校の児童生徒や伊達市の特別支援学級の児童生徒が参加する「放課後子ども教室」です。参加する児童生徒の年齢は高等部まで対象にしています。「まほらっこ教室」は健常児も障害児も区別なく参加できる、三春町の「放課後子ども教室」です。

世田谷区の「新BOP」は、特別支援学級の子ども達も、その学級のある小学校区の「放課後子ども教室」に参加している事例ですが、参加できる枠に制限があります。

ii 特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」の事例ですが、

東京都立あきる野学園養護学校の「あきるのクラブ」では、ボランティア養成と連動させて放課後活動を立ち上げ、活動場所を居住地の小学校にして、その小学校の子どもにも参加を呼びかけたりすることで、交流を広げる工夫をしています。

次に、東京都立大塚ろう学校の「大塚クラブ」、福島県立郡山養護学校(肢体不自由)の「子どもの身体づくり教室」、福島県立盲学校・福島県立聾学校福島分校の「放課後子ども教室」について記述しました。福島県の特別支援学校における「放課後子ども教室」

では、参加する年齢が高等部までです。さらに、和歌山県の「いきいき交流教室」について記述しました。

② 「放課後児童クラブ」(学童クラブ)

八王子市、松江市、杉並区の事例を取り上げました。現在は、多くの「放課後児童クラブ」に障害児が参加しています。しかし、その受け入れ数、障害児対応の研修、巡回相談・指導、特別支援学校・特別支援学級の教員との連携等、様々な課題もあります。

(2) 障害者自立支援法の制度による「学童保育」

① 日中一時支援事業として、板橋区「はすねっこ」、タイムケア事業として岐阜県海津市「タイムケア事業」を取り上げました。いずれも報酬単価が低いこともあり、困難を抱えて、運営している様子がうかがえます。

② 児童デイサービスによる放課後活動の事例では、香川県三木町「三木児童デイサービス」、八王子市重症心身障害児童デイサービス「こあらくらぶ」を取り上げました。日中一時支援事業のように報酬単価が低くないこともあり、充実した放課後活動を実施していることがうかがえます。

(3) 都道府県独自の事業による「学童保育」

埼玉県、島根県、東京都の「学童保育」の例を取り上げました。いずれも充実しており、例えば東京都では、特別支援学校の下校時に、スクールバスの他に、それぞれの居住地における「学童保育」から何台ものワゴン車が迎えに来ている状況が常態化しています。

ところが、障害者自立支援法の実施で、移行期間が終了し、この東京都の独自事業（通所訓練事業）が日中一時支事業に一本化されたら、今後の見通しが持てなくなります。

< 障害児の放課後活動を進めるに当たって >

① 送迎の工夫として、東京都狛江市の移動サービス

② ボランティア育成の工夫として、静岡県袋井養護学校のボランティア養成講座の事例も記述しました。

(1) 放課後子どもプラン

①放課後子ども教室

i) 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒（障害児）が参加している小学校区における「放課後子ども教室」

a 横浜市「放課後児童育成施策」（神奈川県）

1. 横浜市「放課後児童育成施策」

神奈川県横浜市では全児童を対象とした放課後対策事業として、「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童保育）」の3事業が行われています。特別支援学校や特別支援学級などに在籍する「個別対応」を必要とする子どもに対しては必要に

横浜市「放課後児童育成施策」 2007年12月現在		
はまっ子ふれあいスクール (平成5年度～)	放課後キッズクラブ (平成16年度～)	放課後児童クラブ (学童保育)
実施ヶ所数：305ヶ所 (2ヶ所は特別支援学校で実施) 運営主体：はまっ子ふれあい スクール運営委員会等 対象児童 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童 開設日 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) 開設時間 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間… 9:00～18:00 (一部のはまっ子は19:00まで) 参加料 ・参加料…無料 ・傷害見舞金制度負担金… 年額500円 ・一部のはまっ子は17:00以降 月額5000円または1回800円 (市民税所得割・非課税世帯は 月額2500円) ・おやつ代等…実費	実施ヶ所数：44ヶ所 運営主体：法人 対象児童 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童 開設日 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) 開設時間 平日…授業終了後～19:00 土、長期休業期間… 8:30～19:00 参加料 ・参加料…17:00まで無料 17:00以降月額5000円 または1回800円 (市民税所得割非課税世帯は 月額2500円) ・傷害見舞金制度負担金… 年額500円 ・おやつ代等…実費	実施ヶ所数：175ヶ所 運営主体：運営委員会、 法人 対象児童 地域の小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 (障害児、または特別事由のある場合は6年生まで) 開設日 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) 開設時間 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間… 9:00～18:00 (クラブにより時間延長あり) 保育料等 各放課後児童クラブによって異なる

応じてスタッフが配置され、障害のある児童でも安全に安心して利用できます。放課後子ども教室（「はまっ子ふれあいスクール」または「放課後キッズクラブ」）は、全ての市立小学校で実施されていますが、市立特別支援学校2校についても行われており、障害のある子どもたちが放課後を過ごす場所の選択肢のひとつになっています。

2. 市立小学校における「放課後子ども教室」

「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」は、全児童（小1～6年生）を対象に、全ての横浜市立小学校（347校）で実施しています。各校の登録児童数は全児童の約半数ですが、低学年児童の登録率が特に高いようです。活動場所は、校内に設置された「専用ルーム」の他、多目的スペースや体育館、校庭など、通いなれた学校内で安心して過ごすことができます。「放課後キッズクラブ」は2教室分程度の「専用ルーム」（1室は兼用の場合有り）を確保しており、元気に遊ぶ部屋の他に、宿題などをして静かに過ごす部屋があります。

特別な配慮を必要とする子どもについては、市の担当課に3人の障害児対応専門の巡回相談員がおり、入会時の面接の他、スタッフや保護者の相談等に応じています。障害理解や対応方法などについての研修会は、全てのスタッフを対象に行われています。

「はまっ子ふれあいスクール」は放課後の「遊びの場」として設置されましたが、一部のはまっ子は「生活の場」としての役割も果たしており、今後はさらに留守家庭児童対策をすすめ、要件が整ったところから順次「遊びの場」と「生活の場」の両方を兼ね備えた「放課後キッズクラブ」へと転換していきます。

【例：市立北方小学校はまっ子ふれあいスクール】

北方小学校はまっ子ふれあいスクールは、北方小学校校舎3階部分に「専用ルーム」が設置されており、校庭に面した外階段からも自由に入出りができる場所にあります。登録児童数は全校児童の約半数の230人。特別支援学級在籍児童についても約半数の5人が登録しています。平日における平均利用者数は一日につき約40人ですが、そのうち特別支援学級児童は平均3～4人利用しています。個別対応児童については一人ひとりにスタッフが対応し、子どもたちは自分の時間を安全に楽しく自由に過ごしています。土曜日や長期休業期間は平日ほどの利用はありませんが、すいか割りや餅つきなどのイベント時は登録児童や保護者などを含め、250人もの参加があります。

3. 市立特別支援学校における「放課後子ども教室」

横浜市には市立11校、県立8校、国立1校、私立2校の特別支援学校があります。現在は市立本郷特別支援学校、市立盲特別支援学校の2校で「はまっ子ふれあいスクール」が行われています。特別支援学校への「はまっ子ふれあいスクール」設置については、多くの課題がありますが（医療的対応が必要な場合など）、将来的には他の特別支援学校にも設置していきたいと考えています。

【例：市立本郷特別支援学校はまっ子ふれあいスクール】

市立本郷特別支援学校は知的障害児（小中高等部）が在籍しています。保護者の強い要望から、「はまっ子ふれあいスクール」がスタートしました。

専用ルームの他、プレイルームや体育館、校庭などを利用し、子どもたちは自由に時間を過ごしています。対象児は小、中学部の児童・生徒で、時間は17時まで行われ、定員は一日15人程度で、95人の登録児童や生徒は、週1回程度の参加となっているため、他の平日は地域の「はまっ子ふれあいスクール」を利用している児童もいるようです。

b 品川区「すまいるスクール」(東京都)

【対 象】

1年から6年までの希望する児童(保護者の就労状況は不問)国公立を問わず登録できます。品川区は学校選択制をとっているため、通学する小学校の「すまいるスクール」に通うことを原則としますが、特別支援学校や私立学校児童の場合は住居やバス停・最寄り駅近くの「すまいるスクール」に通うことの相談に乗っています。

【実施日】

月曜日から土曜日まで。日曜休日、年末年始、(12月29日～1月3日)はお休み。

【利用時間】

平日は放課後～午後5時。土曜日・夏冬休みなどは午前9時～午後5時。
保護者が働いている場合等は午後6時まで。

【費 用】

- ① 登録時費用1,100円(登録時参加費、スポーツ安全保険掛金、振込手数料含)
- ② 勉強会参加費 週2回の学年は800円/月。週1回の学年は500円/月。
- ③ 教室・教材費 100～500円程度。

【設置校】

品川区全小学校40校に設置。学校施設を使用。(平成12年1校から始めて平成18年には40校全てに設置。平成17年に学童保育クラブをなくし、現在は「すまいるスクールが」包括します。)

【登録者】

区内小学生約12,500人中、8,400人が登録。70%の児童が登録している状況。
平日の利用は小1～3の児童が多いのですが、登録者のうち30%の2,500人程度。大まかにはひとつの「すまいるスクール」に60人程度。

【送 迎】

保護者が行っています。また、支援が必要な児童に関してはボランティアさん(保護者が探した方)が送迎しているケースもあります。

【職員について】

正規職員は各スクールに1名で40人配置。全員が学童保育経験者。非常勤職員(教員免許所有者・非所有者どちらも区の採用)も含めトータル100人。委託先からも31校へ委託先の社員が出向いています。大体、1つの「すまいるスクール」に6人位勤務しています。(利用者に応じて配置。)特別支援学校の児童が参加することになれば、人的及びハード的な面でも措置を検討しています。正規職員に対して、障害のある子どもへの接し方などの研修を2回行いました。また、養護学校の学校公開に職員が行くようにしています。大変有効です。特別支援学校の児童から参加希望があると、職員が在籍する養護学校に施設見学に行き、担任の先生との

面談の時間をとってもらっています。そして庶務課・すまいるスクール・当該小学校でそのときの話を受け入れ了解の材料にもします。

【利用者・登録者】

増加傾向にあります。小中一貫校の入学希望者が増え、その学校の「すまいるスクール」も希望者が急増。障害のある子どもの利用希望も増えました。これまでに「すまいるスクール」希望者に対して受け入れを断ったことはありません。城南第二小、第四日野小、浜川小、大間窪小、中延小に心身障害固定級固定学級がありますが、その在籍児童は合計で60名程度参加しています。

特別支援学校の児童は4名が利用しています。6年生が2名。1年生が2名。内訳は3名が肢体不自由養護学校在籍の児童で1名が知的障害養護学校の在籍児童。

【現在の課題など】

- (1) 日野学園・伊藤学園のような小中一貫校が大規模化していることによって、そのすまいるスクールの希望者が急増すること。一貫校であるため、部活動やその他のことで施設利用上、様々な制約が出てきてしまいます。
- (2) 特別支援学校の児童を受け入れるにあたってのガイドラインを作成する必要があること。各区市に調査をかけています。

すまいるスクールの時間割の例

すまいるスクールの時間割の例
フリータイムをベースに勉強会や教室もあります

	月	火	水	木	金	土
午前	/					★
午後 2時～	1年		★		2年	★
3時～	3年	5年	4年	3年	4年	★
4時～		6年	★	5年	6年	
5時 ～6時						

フリータイム
 勉強会
 ★ 教室

c 川崎市「わくわくプラザ川崎」（神奈川県）

1. わくわくプラザについて（財団法人かわさき市民活動センターを通して資料提供して頂きました。）

(1) 統括

川崎市市民局地域生活部青少年育成課

(2) 委託事業団体

5 団体…全114施設を分割管理

- ① 財団法人かわさき市民活動センター 106施設
- ② 社会福祉法人青丘社 4 施設（川崎区）
- ③ 菅生こども文化センター 1 施設（宮前区）
- ④ NPO法人川崎児童健全育成会コッコロ 1 施設（麻生区）
- ⑤ 社会福祉法人川崎社会福祉事業団<KFJ多摩すかいきっず> 2 施設（多摩地区）

* ①～④は指定管理者です。

2. 主旨

「わくわくプラザ」とは、放課後や学校がお休みの日に、わくわくプラザ室など学校の施設を利用して遊びやさまざまな活動をする事業です。

川崎市では全公立小学校114校の施設を活用し、遊びなどの空間・時間・仲間を確保し、児童が豊かな生活体験をすることによって「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」が育つように支援するため、平成12年度からモデル事業を実施してきました。平成15年度から市内全ての市立小学校で「わくわくプラザ」を開設し活動しております。

平成14年までの留守家庭児事業では定員があったため全市で133名の障害児が利用していましたが、「わくわく」制度移行後平成18年には、750名の登録となり、おおくの児童が利用可能となりました。

3. 活動内容

小学校の施設を利用して、遊び及び集団活動、文化・スポーツ的活動等、同学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間作りを支援します。

(1) 対象児童

小学校1年～6年までの全児童です。地域内の子どもは養護学校、特殊学級の生徒も、申し込みがあれば受け入れています。障害のある児童について事前にアンケートにより児童の様子を把握し、保護者とよく相談の上、状況によってはスタッフの増員を検討します。

(2) 開設日、時間

- ① 月～金曜日の授業終了後～午後6時まで
- ② 土曜日、夏休みは午前8時30分～午後6時（弁当持参可食中毒対策各家庭で工夫）
- ③ 日曜・祝日及び年末年始はお休み
- ④ 一回帰宅してからの参加は安全上出来ないことになっています。

(3) 活動場所

プラザ室、校庭、体育館及び利用可能な施設

スケジュールのパターン化を図り低学年児も、障害児も分かり易いように工夫しています。障害のある児童も原則的に一緒に活動をします。

(4) 費用

① 無料です。

ただし「わくわくプラザ」に申し込む場合は、万一に備えて「スポーツ安全保険」(任意)への加入をおすすめします。保険料は年額500円となります。

行事に参加する場合は参加費が必要になることもあります

② 希望者におやつを提供(実費100円)があります。

(5) 申し込み方法

① 「わくわくプラザ申込書」記入

② 利用法 ◎定期的利用……保護者が就労等。「定期的な利用予定書」提出

◎ランダム利用……好きなときに…利用予定日提出

③ 参加カードに、保護者からの連絡プラザからの連絡記入…希望帰宅時間・お迎えの有無

④ おやつは申込書を書き親が直接100円をプラザ室に届けます。

(6) 支援者

スタッフリーダー・サポーター

*活動を支援してくれる、地域ボランティアを募集しています。

(7) 障害児の定員・専門家の導入

① 定員は特にありません。

② 専門家の導入は特にありませんが、各団体ごとに主体的にスタッフの研修に取り組んでいます。財団かわさき市民活動センターでは、巡回相談員による巡回相談を実施し、取り組みの充実を図っています。

(8) 障害のある児童の送迎について

養護学校の児童は、各養護学校からスクールバスやヘルパーにより送りとどけられ、帰宅時に保護者が引き取ることであります。

4. 「子育て支援わくわくプラザ」事業の開始(平成20年2月より、試行開始)

平成20年4月より6時~7時まで就労等のためにお迎えが出来ない保護者の児童を対象に月額2,500円でプラザ利用ができます。

5. 課題

(1) プラザ室によっては手狭なところもあります→計画的に施設整備を行っています。

(2) 発達障害の児童(保護者の認知がない児童)の対応がむずかしいことがあります。

→パニックになったときのクールダウンをさせるスペース(別室)については、学校の協力を得るなど工夫をしています。

d 伊達市・三春町「放課後子ども教室」(福島県)

— 伊達市「ほばらっ子クラブ」と三春町「まほらっこ教室」 —

1. 福島県の「放課後子ども教室」の現状と課題

県立大笹生養護学校は、全知P連、全特長「子育て支援事業」(平成11～19年度)の全国展開の中で、モデル校として先進的に障害のある子どもの休日・放課後活動を促進し、その実績を積み重ねてきました。平成16年度から、国の緊急対策3カ年事業として「子どもの居場所づくり」事業が県内における多くの市町村で始まりましたが、県教委は養護学校にこそ「居場所」が必要と考え、県直営で大笹生養護学校における「子どもの居場所づくり」事業を始めました。そして、「子どもの体験活動の拡大」と「地域の参画」をねらい、保護者、大学生、高校生、退職教員、ボランティア団体等の協力を得て運営しました。

平成19年度から「放課後子どもプラン」となり、「放課後子ども教室」を福島県立盲学校、県立郡山養護学校、県立須賀川養護学校でも始めました。福島県の特別支援学校の「放課後子ども教室」では、小学部だけでなく、中学部、高等部の児童・生徒も対象としています。また、大笹生養護学校の児童生徒で、伊達市を居住地としている児童生徒については、伊達市が「放課後子どもプラン」を実施し、高等部まで希望者誰でも対象にしています。

各市町村においても、広く「放課後子ども教室」を実施し、多くは障害児の参加を拒否していません。ただ、現状で特別支援学校や特別支援学級の児童生徒を積極的に受け入れているのは、伊達市「ほばらっ子クラブ」、南会津町「てんぐ山クラブ」、下郷町「ならはらっ子クラブ」「えがわっ子クラブ」、川俣町「飯坂たのしい教室」等です。

また、放課後児童クラブでも障害児を受け入れており、その機能を維持発展させつつ「放課後子ども教室」と連携して、障害児の放課後活動を拡充していくことが期待されています。

特に、特別支援学校の「放課後子ども教室」が、障害児にとって多様な選択肢になると同時に、ここでの放課後活動の実績が、伊達市の様に地域(居住地)における「放課後子ども教室」へと広がり、さらに各小学校区の「放課後子ども教室」に障害児が参加することへ広がることを期待されます。

以下に、特別支援学校の実践事例として特別支援学校の児童生徒を受け入れている市町村の実践事例として伊達市「ほばらっ子クラブ」、その他の市町村の事例として三春町「まほらっこ教室」の2事例を取り上げます。さらに、特別支援学校における放課後子ども教室として郡山養護学校と福島盲学校の事例について後述します。

2. 伊達市「ほばらっ子クラブ」

伊達市における放課後子ども教室の一つとして、大笹生養護学校や特別支援学級の児童生徒を受け入れている「ほばらっ子クラブ」があります。すでに実績のある大笹生養護学校の地域活動に、平成16年度から「子どもの居場所」事業を当てはめ、平成19年度からは「放課後子ども教室」として発展してきています。コーディネーターとして福島大学の先生、ボランティアは社協を通して数名確保。活動場所は公民館。養護学校の重度の児童生徒も特別支援学級の児童生徒も希望があれば誰でも受け入れています。

その他の「放課後子ども教室」(伊達小学校)では、現在は障害児を受け入れていませんが、今後どのように拡充するか、「ほばらっ子クラブ」の児童生徒が、どのように、その他の「放課後子ども教室」に参加していくか、今後の課題となります。ただ、放課後子どもクラブでは、健全児と一緒に障害児も受け入れており、このことと小学校区の「放課後子ども教室」での障害児の受け入れとの連携も大切な課題になると考えられます。

1. 伊達市の概要

伊達市全体		
人 口	69,207人 (H19. 11. 1 現在)	
世 帯 数	21,584世帯	
小 学 校	22校	3,995人
中 学 校	6校	2,213人
高 校	3校 (公立2校・私立1校)	
幼 稚 園	15	公立13園 774人
		私立2園 129 (市外59)人
保 育 園	9	公立4園 213人
		私立5園 480人
放課後児童クラブ	12クラブ	496人

身障者手帳の所持者数 (平成19年から平成元年まで生まれ)

身体障害者手帳所持児童数	養育手帳所持児童数	重複障害児童数
40人	93人	21人

3. 三春町「まほらっこ教室」

三春町交流館の名称「まほら」は「すぐれたよい場所」といった意味でしょうが、三春町の放課後子どもプランの名称は「まほらっこ教室」。今年度の5、6月からそれぞれ開所し、全小学校区(6校)で実施しています。

活動内容は宿題、絵等の学習活動、オセロ等のゲームを各自で行ったり、ビデオ鑑賞等をみんなで行ったりしています。各小学校区の運営体制として、①コーディネーター各1名(元校長先生等)、②指導員各1名、③安全管理員各4名(登録者各8~13名)を配置しています。詳しくは、以下の表「運営形態」参照。

放課後児童クラブ(学童クラブ)では、すでに障害児も受け入れており、放課後子ども教室と連携して放課後子どもプランを実施するなどしながら、今後障害児の受け入れの拡充が期待されます。

放課後児童クラブ(学童クラブ)は定員(50名)もありますが、地域社会における顔の見える関係が深く、「あの子を受け入れないわけにはいかない」という考え方で、ニーズがあればたいい受け入れています。三春町の放課後子どもプランは、大都市ではない地方一般の実施方法として、地道な工夫と努力の積み重ねがあり、参考になる点が多くあります。

19年度放課後子どもプラン推進事業運営形態

	児童総数(人)	参加者数(人)	不参加者数(人)	参加率	開所日	活動日数(日)	時 間	場 所	
コ ディ ネ タ						190	半日(午後)	各校区	
運 営 委 員 会						3			
三 春 小	427	44	325	24%	6月6日	119	週4日	14:00~16:00	小学校空教室・校庭
		58			4月6日	292		8:30~18:00	
岩 江 小	291	27	229	21%	6月5日	91	週3日	14:00~15:45	小学校空教室・体育館
		35			4月6日	241		8:30~18:00	
御 木 沢 小	119	91	28	76%	5月8日	156	週5日	14:00~16:00	北体育館
中 妻 小	77	66	11	86%	5月9日	158	週5日	14:00~16:00	中妻地区公民館
中 郷 小	67	44	23	66%	5月10日	133	週4日	14:00~15:45	中郷地区交流館・小学校体育館
沢 石 小	90	34	56	38%	6月7日	147	週5日	14:00~16:00	沢石分館・運動場
計	1,071	399	672	37%					

※要田地区については、田村市で要田小学校施設で開催

<伊達市の放課後子どもプラン>

- ① 放課後子ども教室 2教室
障がい児対象教室
「ほばらっ子クラブ」
- ② 放課後児童クラブ 13クラブ
(小学校21校で実施、9校は地域の中心校にて実施)
- a. 障がい児が入っているクラブ数
2クラブ 各クラブ1名
児童厚生員による児童に対する指導等をしている。
- b. 障がい児ではないが手のかかる児童の入っているクラブ数 2クラブ
指導員に余裕を持たせている。

e 世田谷区「新BOP」(東京都)

世田谷区では、平成7年度から児童の放課後の遊び場対策としてBOP（ポップ：Base Of Playing：遊びの基地という意味）が始まりました。これは、小学校の中にBOP室など必要なスペースを確保し、子どもたちの自主的な放課後の遊びをBOPの事務局スタッフ（事務局長、児童指導職員、新BOP指導員、プレイングパートナー）がサポート支援して、多彩な活動を行うという取り組みです。BOPは、小学校に在籍している児童の参加希望者が登録してから、参加します。平成17年度からは、これに学童クラブの機能を加えた「新BOP」として、区内の区立小学校全64校で実施されています。新BOPは、BOPと学童クラブが連携し、いっしょになって活動することによって、全ての小学生の放課後の過ごし方をより豊かにしているというものなのです。

区内の全ての小学校で実施されているので、在籍する固定の特別支援学級（以下、学級）の子どもたちも希望者は参加対象になります。学級の子どもたちは、学校から距離的に離れた学区外から通学している子が多いため、放課後に自分のクラスの友だちと遊びたくても、なかなか都合がつかないという悩みを持っていました。新BOPは自分の学校が活動場所なので、帰宅しなくても放課後いっしょに遊ぶことが可能になります。このことは、障害児の放課後の過ごし方に頭を悩ますことが多い保護者にとっても、利用価値があるところとして受け止められたようです。また、校内で新BOPに登録した児童とも、遊びを通して交流が図れるのではないかと期待も持たれました。

実際に新BOPでは、「帰宅しなくても放課後いっしょに遊ぶこと」は、ある程度実現されました。学級の子どもたちは「今日はBOPに行くんだ。」と、自分が行く日を楽しみにしながら、担任に伝えるようになりました。特に、人と関わる能力を持ち社会性が高い子どもにとって、新BOPでプレイングパートナーのお兄さんやお姉さんと遊ぶことは、新しい大人との出会いになったようです。

しかし、問題点も出てきました。新BOPの事務局から「BOPについて、学級の子どもたちの利用人数の枠を設けたい。」という申し込みが、学級の保護者に対してあったのです。通常学級の児童の利用については、定員枠を原則として設けないのがBOPなのですが、利用する子どもたちの安全面の管理を行うことや遊びに加わるプレイングパートナーの人数的な問題で、学級の子どもたち全員が参加した場合には対応しきれないというのが、主な理由でした。安全面のことを考えての申し出だったので、学級では保護者が1カ月間の利用予定のわりふりを行いながら対応しました。

また、「(学級の子どもたちが) 危ないことをするのではないか。」というBOP側の率直な心配も寄せられました。この不安を解消するために、事務局の方に児童の状態を説明したり、学級での活動の様子をお話したりしました。学級の担任と話すのは事務局の職員が中心で、直接子どもたちの遊びに加わるプレイングパートナーと直接話す形ではなく、うまく対応の仕方を伝えられたかどうか、はっきりした手応えはありませんでした。加えて、プレイングパートナーは固定されていませんので、人によって対応が違うという問題を持っていました。新しい人や環境に慣れることが苦手な学級の子どもたちにとっては、利用する日によって遊ぶ環境が違うということになるわけです。同じ敷地の中にいるといっても、お互いに児童への共通理解を図ることはむずかしいと思います。

新BOPは各校で独自の運営がなされています。ぜひ、工夫を重ねて、障害のある児童にとっても、放課後が実り豊かな時間であることを保証できるようになって欲しいです。

ii) 特別支援学校における「放課後子ども教室」

a 「あきるのクラブ」(東京都立あきる野学園養護学校)

～知肢併置校での休日・余暇活動の実践～

1. 「あきるのクラブ」の生い立ち

<障がいのある子どもたちの生活>

開校5年、5日制完全実施を目前に控えた時、養護学校に通う子どもたちは家から遠く離れた学校に通っており、近所に知り合いも少ない状態でした。また、地域で行われていた活動は障害のある子どもたちへの配慮がされていないため、参加のニーズを感じつつも、なかなか参加できずにいました。さらに、地域の福祉サービスもお世辞にも恵まれているとは言い難い状況でした。

<あきるのクラブの立ち上げ>

開校2年目より開かれていた「ボランティア養成講座」(都立学校公開講座を活用した取り組み)、東京都の知的障害、肢体不自由それぞれのPTA連合会「子育て支援事業」としての「夏の学校」の取り組みがあり、それをベースにPTAで『あきるのクラブ』を立ち上げることとなりました。初年度はPTA本部で運営していましたが、負担が大きく、翌年は企画・運営を主体的に行う組織を立ち上げることとなりました。保護者、教員、ボランティアに関係なく、有志を募り、「あきるのクラブ実行委員会」が立ち上がり、現在に至っています。

2. あきるのクラブの特長

- ① 好きなプログラムを選ぶ…おとな(保護者・教員・ボランティア)も子どもも複数のプログラムから自分の好きなコースを選んでいる。親子別々のコースを選択することも可能である。また、生涯学習の視点を入れたプログラムも設けている。
- ② 開かれた活動…参加者は在校生だけではなく、きょうだい、卒業生、地域の特別支援学級の方、他の養護学校の方など広く案内し、“来るものは拒まずのスタイル”にしている。保護者との参加が原則ではなく、ヘルパーさんとの参加も多く、社会参加のひとつの形になっている。
- ③ プログラムの指導者はできるだけ校外の方に依頼…できるだけ地域の方や団体に依頼し、地域とのネットワーク作りを図っている。ボランティアサークルの方、保護者の知り合い、ボランティアセンターの登録団体等を活用している。保護者も人的資源として活用し、特技を生かして指導者となることもある。
- ④ その他運営上の工夫・特長
 - 独立した会計を持ち、参加者からの年会費で運営。(活動の中での実費その都度、別途徴収)
 - 保険は毎回の行事保険ではなく、年間で加入している。
 - プログラムのコースは基本5コースだが、集団が大きくなりすぎないようにグルーピングを工夫して(できるだけ年齢別集団を優先している)活動を保障している。
 - あきる野学園は、知・肢併置校と一緒に活動することを基本としている。
 - 学校開放事業「ボランティア養成講座」の体験の場として『あきるのクラブ』を活用している。講座を修了された方が加入しているボランティアサークルの活動の場にもなっている。

- 年度始めに各家庭「聞き取り用紙」を配布し、詳しく記入、提出してもらっている。活動を共にするボランティアの方に向けて、子どもの様子・特徴が分かりやすく伝わるようにしている。

『あきるのクラブ』年間計画の一例（平成19年度版）

		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
1	6月16日(土)	フラダンス教室	和太鼓	英語で遊ぼう	お菓子作り	たゆたゆ
2	7月14日(土)	よさこいソーラン	パネルシアター &読み聞かせ	卓球教室	カラオケボックス	たゆたゆ
						きょうだい(インライン)
3	8月4日(土)	作品作り	リトミック	水遊び	卓球教室	きょうだい(インライン)
4	8月18日(土)	インラインスケート	和太鼓	水遊び	科学で遊ぼう	たゆたゆ
5	9月15日(土)	みんなでバーベキュー				
6	10月13日(土)	親子で遊ぼう! 羽村動物園				
7	10月20日(土)	親子で遊ぼう! 高尾山登山				
8	11月17日(土)	地域活動(①青梅・奥多摩地区 ②昭島地区)				
9	11月24日(土)	地域活動(①あきる野・日の出・桜原地区 ②福生・羽村地区)				
10	12月16日(日)	みんなで Merry Christmas!				
11	1月19日(土)	インラインスケート	パソコン教室 (高・OB・地域)	お正月遊び& 茶道教室	リトミック	たゆたゆ
						きょうだい(お菓子作り)
12	2月16日(土)	パソコン教室	作品作り	楽器遊び	お菓子作り	マナー教室
13	3月15日(土)	ボーリング大会				

3. 実際の活動について（プログラムの一部）

<地域活動>

地域活動の足がかりを作っていくために設けている。校区の重なる養護学校や地域の特別支援学級と合同で行えるように居住地域ごとに、地域施設（主に小学校）を使って活動している。副籍も考慮し、使用学校の子どもたちにも参加を呼びかける年もある。

<たゆたゆ>主に重度重複心身障害や医療的ケアを要する子どもたちのためのプログラムである。光や香り、音、感触など心地よい刺激を味わうことを主としている。ボランティア看護師の方に参加してもらい、保護者のレスパイトや保護者がきょうだいと参加する時間にもなっている。

<きょうだい>

今年度より実施している。これまで、障害のある子どもの余暇を豊かにするためのプログラムを実施してきたが、きょうだいのニーズを考えた時、付き添いではなく、誰にも遠慮せず楽しめ、交流する場としてのプログラムの必要性を感じたことから設けた。

<保護者版あきるのクラブ>

子どもたちのプログラムとは別に保護者の交流も兼ねて、あきるのクラブ保護者版としてパソコン教室やボーリング大会などを企画している。



たゆたゆコース



きょうだい・インラインスケート

b 「大塚クラブ」(東京都立大塚ろう学校)

— 放課後・土曜休日活動 —

1. 運営

大塚クラブは、PTAを中心に立ち上げたNPO法人大塚クラブによって運営されています。参加者の年会費で運営にすると共に、法人のメリットを活かして公的補助金や民間助成金の活用に積極的に取り組んでいます。参加制限はなく（教室により年齢や障害程度の制限有り）、居住地域も東京都のほか近隣の県に及んでいます。参加者、ボランティア共に、NPOの賛助会員として登録していただき、団体保険の被保険者として傷害のみならず、賠償責任の保障も受けることが出来ます。

2. 活動の変遷

学校5日制完全実施を機会に、保護者と教職員有志、ボランティアの協力で子どもたちの居場所づくりをはじめます。PTAと協力しながらも大塚クラブとして独立した組織とする。

●第1・2年次（平成13年～14年）

第1、第3土曜日を基本に活動をスタート。もちつき、昔遊び、コンサート、ドッジボール、スポーツチャンバラ、各種ワークショップなど、イベント中心に活動。一般ボランティアに加え関東聴力障害学生懇談会のメンバーに中心となってお協力いただく。また、保護者会を組織し、ボランティアとして積極的に加わる。月1回は年間契約の専用農園（埼玉県富士見市100坪）で農業体験クラブを実施する。放課後活動として、豊島区卓球連盟のご協力で卓球クラブ（毎週木曜日）をスタートする。

●第3・4年次（平成15年～16年）

午前中は学習(算数・数学教室)、午後は遊び、農業体験は別日程にと、活動の基本スタイルがほぼ出来上がる。登下校とイベントなどの時以外は子どもたちだけで参加させ、保護者はあまり関わらなくなる。聖山高原学園でサマーキャンプ（4日間）を実施。

●第5・6年次（平成17年～18年）

大塚クラブがNPO法人として認可され、新たなスタートをする。文部科学省地域教育力再生プラン・豊島区地域子ども教室の一事業所として、基本パターンに加え、子どもたちの可能性を伸ばすための新しいクラス、放課後活動を設置、一般児童・生徒の参加も増える。他団体、企業との協力によるサマーキャンプ、ITキャンプ、英語キャンプを開始。

●第7年次（平成19年）

地域子ども教室から地域活性化推進事業へと事業が変わる。子ども向けの教室に加え、保護者や支援者、ボランティア向け講座の充実を進める。夏の恒例になりつつあるキャンプ（本年度は20日間実施）は、全国のろう学校へ呼びかけ、関東の他、九州、四国、東海からも参加者が集まった。

3. 今後の活動

学期毎の事業見直し、新たな取り組みへの挑戦は今後も続けていく。また、他のろう学校、特別支援学級等との連携やネットワーク化を進めて、ボランティア、イベント、運営ノウハウなどの共有化、相互支援なども計画している。

c 「子どもの身体づくり教室」(福島県立郡山養護学校)

本年度は初年度であり、年度途中からの実施であったが、この事業へのニーズが極めて高いことが明らかになり、来年度からは、週当たりの実施回数を増やし、長期休業中も実施し、一歩一歩ではあるが、事業を拡充する。最大の課題は、安全管理員(ボランティア)の確保である。児童生徒には一対一の対応が必要である。すでに別事業で実施しているボランティア養成講座の受講者の多くを安全管理員につなげたい。

実施体制は、毎回コーディネーター1名(単価800円)、指導員3名(単価360円)、安全管理員22名(単価360円)であり、参加児童生徒は27名が登録している。肢体不自由養護学校であり、医療的ケアの必要な子もいるため、保護者同伴としている。

1. 趣 旨

放課後や週末等に学校の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと保護者が一緒に活動することによって、子どもたちが心身共に豊かな生活を送ることができるようにする。

2. 対象者

本校児童生徒と保護者

3. 運営について

(1) 活動内容

「子どもの身体づくり」講師：鈴木 茂明 先生(自立活動専任教諭)

(2) 実施日時

12月、1月、2月、3月の月2回(水曜日)計8回 14:30~15:45

(3) 実施場所

自立活動室 I

(4) 参加方法

参加希望をとり、登録制にする。

(5) 運営主体

募集は福島県立郡山養護学校PTAで行うが、登録者から実行委員を選出し、実行委員会を設けて、実行委員会が運営主体となる。

(6) 運営経費

「福島県放課後子ども教室推進事業」として、運営に要する経費の助成を利用する。

(7) その他

講師、児童生徒、保護者は保険に加入する。

d 「放課後子ども教室」 (福島県立盲学校・福島県立聾学校福島分校)

1. 福島県立盲学校で実施する「放課後子ども教室」

(1) はじめに

放課後子ども教室は、放課後などに、すべての児童を対象とした安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々や保護者の皆さんの協力を得て、子どもたちにスポーツや文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みをさせる事業です。

福島県教育委員会では、市町村教育委員会や県立の特別支援学校の協力のもと、すべての小中学校区で、放課後子ども教室の設置をすすめています。

(2) **実施主体** 福島県教育委員会

(3) **対 象** 福島県立盲学校に通学している児童、生徒

(4) **活 動 日** 毎週月～金曜日（学校行事等により開設しない場合がありますので御了承下さい。）

2. 福島県立聾学校福島分校で実施する「放課後子ども教室」

(1) 設置目的

放課後や週末等における子どもの体験活動の受け入れの場を設け、地域コミュニケーションの充実を図る。

(2) 事業内容

学校の余裕教室を活用して地域の様々な方の参画を得て、子どもたちが安全・安心に体験活動、地域住民との交流活動、学習活動ができるようにする。

① 実施日：毎週月、水、金曜日 ② 実施時間：13：30～16：30

③ 活動場所：聾学校図工準備室、盲学校プレイルーム

(3) 対 象

県立聾学校福島分校に通学する幼児・児童

(4) 支援者

① コーディネーター

活動指導員とともに長期活動計画の立案、支援者の人数調整を行う。

② 安全管理員

○ 幼児・児童の出席確認、健康チェック、活動場所の安全点検を行う。

○ 活動終了後、活動教室及び使用トイレの清掃を行う。

③ 活動指導員（学習アドバイザー）

○ コーディネーターとともに年間・月間活動計画を立案、支援者の人数調整を行う。

○ 活動に必要な物品を準備する。（購入も含む）

④ ボランティア

活動指導員の指示により子どもの活動を支援する。

(5) 実行委員会

利用者の代表、コーディネーター、指導員の代表、教頭、県北教育事務所及び福島市教育委員会の社会教育主事、福祉協議会の代表

(6) 保 険

① 利用者：傷害保険 ② 支援者：傷害保険、賠償責任(学校の施設設備を破損した場合)

e 和歌山県 「いきいき交流教室」

和歌山県では平成16年度より3年間地域子ども教室推進事業の中の事業として「いきいき交流教室」が県内10校の養護学校で開催されてきました。本年度も放課後子どもプランの事業の中で活動は続いています。

いきいき交流教室はそれぞれの養護学校でPTAと学校による実行委員会が作られています。土曜日や長期休業など、子どもたちの休校日に学校や地域の施設などを利用して様々な催し物を行っています。企画から開催までは実行委員会単位で行われています。最近では仕事を持つ保護者が増え、準備等の時間も限られた中での開催になっています。それでも、参加する子どもたちの喜んだ顔を思い浮かべながらそれぞれに頑張っています。

学校週5日制が実施された頃、和歌山県には、他府県のように障害児者専用のスポーツセンター等の施設がなく、また、障害児の学童保育等もありませんでした。今のように制度も整っていなかったため、休日の負担はそのまま保護者の、とりわけ母親のものとなります。学校が休みになっても行くところも限られ、保護者は一様に不安を抱いていました。そんな中、少しでも補助金を貰えることになり各校で土曜日などに子どもたちの居場所づくりが始まりました。その居場所づくりがそのまま「いきいき交流教室」に繋がったのです。平成18年度には県内の養護学校合わせて10校で延べ236回のいきいき交流教室が開催された事が報告されています。

活動の内容は地域性に富み、普段子どもたちが体験できないプログラムばかりです。きのかわ養護学校では、毎年「親子あまご・あゆつかみ大会」が開催されています。地元の溪流クラブの方が早朝から調達してくれた魚を学校のプールに放します。生きている魚を手づかみするという、普段の生活ではなかなか出来ない体験を通して、生き物や水に親しむと共に、親子のふれあいや家族間の交流を深めることを目的に取り組んでいます。

地域に出向いての活動もあります。

みくまの養護学校では、イルカのふれあい体験が行われました。積極的にチャレンジする子、こわごと近づく子と、表情は様々でしたが、直接触ることによって好奇心が増していることが手に取るようにわかり、終わった後も余韻が残っていました。貴重な体験に大きなインパクトを受けたことは間違いなく、将来的にもかなりよい効果を与えるものと確信しました。

他にも、そばやうどん打ちに挑戦したり、リトミックやカヌー教室と、子どもたちの興味が少しでも広がるようにと沢山のプログラムがありました。ピアノコンサートが行われたり、陶芸家の方が指導に来て下さったりと活動には地域の方も多く協力してくれています。

多くの学校が、高校生ボランティア養成講座を開設し、交流教室に地域の高校生がボランティアで多く参加しています。子どもたちにとって、大人ではない「少し上のお兄さん・お姉さん」との関わりは滅多に出来ない経験です。参加してくれた高校生が町でも声をかけ、手助けをしてくれたりと、この活動を通して知り合ったボランティアと地域の中でもつながりがもてると嬉しい報告もありました。

本年度も活動の真っ直中でどの実行委員会も企画を絞り出すのに四苦八苦しているところです。これらの企画を考えるのは毎回至難の業です。好評で毎年引き継がれていくものもあれば、時には参加者も少なく寂しいものになってしまう時もあります。

紀北養護学校では好評だった「ホースセラピー」を今年も実施しました。地元の乗馬クラブの方が、ポニーとサラブレッドを学校の校庭まで連れてきてくれます。みんなで代わる代わる乗馬を体験したり、馬に触れたりしました。乗馬の取り組みは小さい子どもから高校生まで幅

広く楽しめる活動で、来年度以降も引き続き開催していきたいと思っています。

養護学校でこういった教室が開催されるのではなく、地域の催し物に参加していくべきではないか、という意見があるのも事実です。しかし、学校に通う子どもたちの中には、対人関係が難しかったり、また、初めての場所や試みが苦手な子どもたちも多くいます。この教室での経験がきっかけとなって、子どもたちの活動の幅が広がり、また、ボランティアなどを通じて、地域でもつながりが広がっていけばと思います。それと同時に地域の様々な活動にも参加できるよう関係機関に働きかけていければと思います。

これからもいきいき交流活動の趣旨に基づいて、さらに充実した活動になるよう創意・工夫しながら関係者やボランティアと連携し活動を進めていけるよう、努力していきたいと思っています。

紀北養護学校いきいき交流教室の活動（県内の10校の一例）

活動内容

活動経過	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施場所	紀北養護学校 中央コミセン 海南市民会館 他	紀北養護学校 東部コミセン わかやま館 他	紀北養護学校 東部コミセン ビック愛 他
年間実施回数	19回	15回	11回
児童参加数	延べ572名	延べ573名	延べ486名
大人参加数	延べ565名	延べ590名	延べ436名
活動内容	調理 ピアノコンサート リトミック クリスマス会 お別れパーティー	調理 音楽会 リトミック クリスマス会 ボウリング大会	調理 リトミック 乗馬教室 クリスマス会 お別れパーティー

活動例

●調理活動<カレーづくり>

子どもたちが興味をもち、みんなが参加できる活動に取り組んでいます。また、将来地域に根ざした活動となるよう、地域別（和歌山A、和歌山B、海南・紀美野）のグループに分かれて包丁やピーラーを使いカレーの材料を切るなど調理活動を行い、交流を深めています。

カレーを煮ている間は体育館でビデオを鑑賞し、出来上がった甘口と辛口のおいしいカレーライスを体育館で、グループごとにいただきます。みんなと一緒に楽しい昼食会となりました。

② 放課後児童クラブ（学童クラブ）

i) 八王子市の放課後児童クラブ（東京都）

八王子市は、東京都の西部に位置する人口が55万人を超える市である。小学校は70校、中学校は38校で学童クラブに関して以下のような状況である。

1. 学童クラブの総数

- (1) 公設学童保育所 60施設
- (2) 民設自主学童クラブ 8施設 計68施設

2. 障害児受け入れの学童クラブ数

- (1) 公設学童保育所 52施設（要介助児童48施設、介助不要児童4施設）
- (2) 民設自主学童クラブ 4施設 計56施設

3. 平均的な障害児受け入れ数

- (1) 公設学童保育所 197名 52施設 平均3.8人（H19. 4. 1現在）
- (2) 民設自主学童クラブ 8名 4施設 平均2人（H19. 4. 1現在）
計215名 56施設 平均3.7人（H17は138人・H18は169人）

4. 知、肢、盲特別支援学校からの利用者は 45人

（学年内訳、1年14人・2年14人・3年7人・4年11人）

5. 障害児を受け入れる際の指導員加配について

学童保育所入所審査会で「要介助」と決定された児童2人に対して障害児加配指導員を1名配置している。

今年度は127人が「要介助」対象となっている。（H17は70人・H18は90人）
年々、障害児の放課後児童クラブへの参加希望が増える傾向にある。

放課後児童クラブの課題としては、以下のような事があげられる。

第1に現在、入所条件を満たしていれば全介助の重度障害児も受け入れている、しかし、集団保育である為、療育や医療的介助を要望しても対応してもらえない。

第2に障害が多岐にわたるなか、保護者の要望も様々になっている、しかし、保護者は、放課後児童クラブに対する目的をもう一度理解した上で、それぞれの対応を要望する必要がある。

そして、放課後子ども教室の実施にともない、八王子市では、現在8校で試行しているが、あくまで学校と地域が主体となり活動している。職員はシルバー人材センターから2名派遣され、対応している。子どもの放課後の安全確保の目的もあり見守り中心の保育となっている。今のところ、今後障害児の参加希望があったときという事は想定していないようだが、特別支援学校のPTAとしては、個別の教育支援計画を活用して、支援者と一緒に参加できるよう働き掛けをする取り組みも必要であろう。

次にわが子の学童期の過ごし方をまとめてみた。

現在、高等部1年で先天性心疾患を伴うダウン症の男子である。

小学校1年から地域の学童クラブに通った。地域の学童クラブを選んだのは特別支援学校へ通学していたため、地域との関わりを作りたいかつたためと、送迎を少なくしたいとの理由からだった。

受け入れ先の学童クラブは、開発最中の街だったため、自主として立ち上がって2年目の学童クラブだった。当然、運営は保護者で、当初場所も学校横の緑地帯にプレハブの仮設建物だった。そのような状況の中、初めての障害児で、しかも知的と心疾患を伴うわが子を受け入れるにあたり、幾度か運営委員会の代表や指導員の先生と面談を行って、共通の理解を図った。

その時の代表は保育士で、障害児に対して知識と理解があり、積極的に受け入れる方向で検討してくれた。そして、運営委員会の審議了承を経て入所した。

入所後も指導員の先生との面談を行い、私も運営委員会に積極的に携わり、行事にもなるべく参加した。途中、代表が代わり、「地域子ども達と関わる事」という障害児にとっての大切な部分の理解はなかなか得られなかった。指導員の先生は何人も代わったが、比較的上手く関わっていただいた。

4年間通ったなかで感じた課題は、第1に送迎があげられる。これは、地域の学童クラブとはいえスクールバス停から学童クラブまでは親あるいは支援者が付き添わなければならなかったためだ。

第2に指導員、利用している子ども達、その保護者への理解を図るための親の努力が必要だと感じた。決して「お願いします。」だけでは預けられないという事だ。もし問題が発生したとき共通理解が得られていないと、学童クラブの運営そのものに影響することもある。

結局、4年生の終わりに市に移管されて入所規程が4年生となったため、卒所した。「地域との関わり」を求めた学童クラブで過ごした4年間で、当初は街や公園で偶然会う機会があると、声をかけられていたが、学年が上がるにつれ外で会う機会も減り、関わりあいはなくなっているが、何人かの保護者とのつながりは今も続いている。

土地開発によってできた新しい町の中で、わが子の事を知っている人が少しでもいるという事、新しい扉を開けたという事実がわが子も私も、次へのステップへと踏み出せる自信になっていると思っている。

現在わが子は、学童期から並行して利用している、地域ディグループの放課後及び長期休暇の活動と、加えて、余暇支援をサポートする機関を利用し移動支援を活用した、放課後及び休日の活動の充実にあてている。これは、学齢期も終わりに近づき卒後を見据え、地域を越えたより広い活動の充実と自立も含めた支援を考えて始めたことだ。

以上、八王子市の放課後児童クラブの現状と課題及びわが子の体験から考察すると、放課後児童クラブだけでは障害のある子ども達の放課後活動は充実しないと思われる。

障害も多岐にわたり、年齢の幅もある学齢期の障害のある子ども達の放課後が充実するには、教育と福祉の連携はもちろん、保護者も支援者のひとりである事を念頭におき、行政の施策を上手く活用し、わが子にあった放課後活動を選択する努力は必要だと考える。

ii) 松江市の宍道児童クラブ「しんじっ子」(島根県)

1. 概要

- 現在松江市には30の放課後児童クラブがあり、運営は主に各放課後児童クラブの運営委員会が行っている。
- 18カ所の放課後児童クラブで、特別に支援の必要な子どもたちを受け入れており、それらの放課後児童クラブでは指導員の加配を行っている。
- 松江市は放課後児童クラブ担当課が、平成19年度から教育委員会（教育総務課）へ移行した。

2. 宍道児童クラブについて

- 運営は、宍道児童クラブ運営委員会が行い「しんじっ子クラブ」の他に、「来待みちくさクラブ」の運営も行っている。
- 市町村合併により松江市の補助と利用料により運営されている。
- 現在1年生から6年生までの児童が登録しており、登録者は約160名。うち、特別支援学級に通う子どもが10名登録している。
- 毎日利用する毎日登録と随時登録とがあり、随時登録者は活動内容等を見て、チケット（半日350円：おやつ代を含む）を購入して活動に参加する。
- 一日の平均利用は約60名で、特別支援学級の子どもはうち4、5名。スタッフは一日10名程度。その内、社会教育主事や言語聴覚士など専門性を持ったスタッフがいる。
- 本年度は、自主研修で外部講師を招いたり、島根県立松江養護学校が開催するサポーター養成講座にスタッフのほぼ全員が参加したりするなど、特別に支援の必要な子どもたちへの理解を進める取り組みを行っている。
- 放課後児童クラブの行うレクリエーション案内を市内の養護学校等にし、連携を深めている。
- スタッフの中に「相談員」がいて、就学前から学齢期の子ども達の療育相談を行い、宍道健康センターの保健師をはじめ、各関係機関と連携を取り、一人の子どもについて就学前から就学後も支援をしていこうとする体制が、宍道児童クラブを拠点としてできつつある。

3. 課題などについて

- 今後は、厳しい予算の中で運営を工夫していく必要がある。
- 今後も利用児童が増える可能性があり、活動場所の確保が難しくなってくる。
- スタッフの研修会を充実させ、他の放課後児童クラブとの連携を深め、質の高い魅力ある放課後児童クラブを目指す。
- 特別に支援の必要な子ども達の特性を理解し、集団生活の輪の中で、共に関わっていききたい。
- 地域・学校・保護者との連携を深めていきたい。

iii) 杉並区の放課後児童クラブ（東京都）

1. はじめに

杉並区の放課後児童クラブ（学童クラブ）の歴史は古く、昭和40年代から各学校の敷地に設置されてきた経緯がある。特に障害児受け入れについては、杉並区立済美養護学校（知的障害の小学部、中学部）が設置されていた関係から制度上早くから開始されてきた。

現在は区立の小学校区に1または2箇所の学童クラブを設置している。児童館を中心として47箇所の施設があり、障害児の受け入れは各学童クラブ4名まで受け入れている。ただし、重度重複障害のある子どもは、1箇所の学童クラブで4名のほかに6名まで受け入れている。

全学童クラブの定員は合計すると3,135人であり、今年度の障害児の受け入れは広汎性発達障害（ADHD等）の子どもを含めて124名が学童クラブに加入している。

2. 活動内容、費用など

学校があるときは	下校時	～午後6時
夏休み等学校休業日	午前8時30分～午後6時	
利用延長時間	午後6時30分	
費用	利用料	3,000円 おやつ代1,800円

3. 障害児受け入れ数について

一般の児童は、小学4年生までの受け入れであるが、障害児等特別な支援が必要な児童の場合には小学校6年まで延長されている。定員は各4名であり補助指導員が配置される仕組みとなっている。その児童の状態で1対1の場合もあれば1対2という場合もあるという。

また、現状4名の障害児枠も区内の特別支援児童対応重点学童クラブでは6名へと増員した。肢体不自由の児童も入会可能にするために区内の一箇所のクラブを「重度重複障害」の児童を対象として枠も6人としている。

4. 通所支援について

学校から学童クラブへの通所が、困難な場合には担当部署の児童青少年課に登録された通所支援ボランティアの紹介などもしている。肢体不自由の児童の場合には、スクールバスが到着する場所まで学童クラブの職員が迎えに行くこともある。

5. 巡回指導「学童クラブ特別支援児童巡回指導」について

臨床心理士、臨床発達心理等の資格を持った専門職の方々に委託して巡回指導の制度がある。行政としての予算も上記の名称で組まれている。

大学の研究者であったり、養護学校を退職した教員たち15名前後に委託しており15年以上も前から実施されている。知的障害の子どもたちだけでなく、広汎性発達障害の子どもたちへの巡回指導を行っている。そのアセスメントをもとに学童クラブの指導員に対して集団の中での過ごし方、遊び方などを助言している。

(2) 障害者自立支援法の制度による放課後支援

① 日中一時支援事業

i) 板橋区障がい児放課後クラブ「はすねっこ」(東京都)

1. 経緯

板橋区には、障害のある子どもが放課後を過ごすための場所として、地域の小学生が通う放課後児童クラブ(学童クラブ)があり、1～6年生までの特別支援学級や養護学校に通う多くの子どもたちが利用しています。(受け入れ枠各3名)。しかし保護者の就労等が条件ということで対象外の子どもは利用できないため、また学童クラブになじめない子どもや、中高生の居場所の確保のためにも、障害児のための放課後クラブが必要でした。もともと板橋区には、障害児放課後クラブや学齢期の子どもが利用できる児童デイサービスなどは無く、学童クラブ対象外の子どもたちは、他区の施設を利用している状態でした。

そのような中、保護者たちの切実な願いが叶い、平成18年5月、「板橋区障がい児放課後クラブ はすねっこ」が、板橋区障がい児いきいき活動支援事業として始まりました。

2. 事業内容

- (1) 目的 障がいのある小中学生及び高校生等が、養護学校等下校時に活動する場を確保するとともに、障がい児の保護者の就労援助と、障がい児を日常的に介護している家族の支援を図ること。
- (2) 実施主体 板橋区
- (3) 運営主体 板橋区手をつなぐ親の会
- (4) 対象 板橋区在住 障がいのある小中学生及び高校生等
- (5) 定員 一日あたり10名
- (6) 利用時間 月曜日から金曜日 13:00～18:00
土曜日及び長期休業中 9:00～18:00
- (7) 休業日 日・祝日・年末年始
- (8) 負担費用

※減免制度あり

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～18:00
負担額(1回あたり)	170円	170円	170円

3. 活動内容

「はすねっこ」は、今まで通常の学童クラブとして利用していた場所を使い、3名の職員や地域のボランティアの方々と、思い思いに自由な時間を過ごします。宿題をする子どもや庭に出て遊ぶ子どももいます。人手が十分なときには職員と一緒に散歩をしながら公園や買い物に出かけたり、おやつを作ることもあります。

4. 今後の課題

現在利用登録者は70名を超え、1年を通じて定員以上の予約希望者が待機している状況であり、さらに同じような放課後クラブの開所を要望していかねばなりません。

ii) 海津市障害児タイムケア事業（岐阜県）

1. はじめに

「健常児には放課後、児童たちが一時過ごす学童保育があるのに、どうして障害児にはないの」「健常児の子どもたちを対象にした学童保育のように、子どもたちが放課後や夏休みに過ごせる場をつくってほしい」という声は、以前より保護者から多く聞かれました。岐阜県立大垣特別支援学校のPTAも大垣市を中心にこうした要望を関係市町の行政機関に働きかけてきました。その働きかけの中で、大垣特別支援学校の海津市在住の児童生徒を主に対象とした「海津市障害児タイムケア」が平成18年10月1日からスタートしました。

2. 概要・特色

岐阜県内の自治体では、初の試みとし海津市でタイムケア事業をスタートしました。スタート当初は、大垣特別支援学校に通う海津市在住の児童生徒の約35人を対象に始まりました。これは、大垣特別支援学校の児童生徒全体の10%程度であり、一部の地域での実現でしたが、保護者の喜びは大きなものでした。

特色① 居住地に近い福祉会館の利用

- 場所は、岐阜県海津市の総合福祉会館「やすらぎ会館」で、地域の既存の施設を活用しています。
- 大垣特別支援学校の学校開放では、海津市から遠く、保護者の送迎に時間がかかりすぎるという問題と、担当者の確保がより困難であるという問題から、地元でなんとか実施したいという関係者の願いがありました。

特色② スクールバスによる利用場所までの送り

- 地元の施設を利用するための工夫として、スクールバスの路線変更を学校として考えました。
- 海津市をコースにしているスクールバスの路線を若干変更し、タイムケアの利用者があるときは、その場所まで少し寄り道して、利用する児童生徒を送ることにしました。
- 学校を午後3時半にスクールバスが出発し、午後4時に、タイムケアの場所である福祉会館前に到着します。そこで、タイムケアの担当者に児童生徒を引き継ぎます。
- タイムケアを利用した場合は、朝、午前8時頃に自宅近くのバス停でスクールバスに子どもを乗せると、午後6時半に福祉会館まで、迎えに行くまでの約10時間は、仕事や家事、レスパイト等の時間として保護者は活用できることになりました。

特色③ 障害児に不慣れであったNPO法人への研修・支援

- 高齢者の移送サービスや家事支援などに取り組んできた海津市内の特定非営利活動法人（NPO法人）「まごの手クラブ」（田中由美子理事長）に事業を委託したため、障害児に接したり、世話をしたりすることに「まごの手」の会員の中で大きな不安がありました。そこで、事業を始める前に、大垣特別支援学校を見学していただき、障害児の理解や接し方などの勉強会を教員が講師になって開催しました。
- 事業を始める準備として、利用する児童生徒の担任は、その子の様子や指導について配慮すべきことなどをまとめた資料を提供しました。また、その資料をもとに、教員が講師になって地元で研修会を数回もちました。
- 10月のスタート時の1カ月間は、大垣特別支援学校の利用児童生徒の担任が入れ替わり毎

日2人程度、様子を見に行き、担当者が困ってみえたら、アドバイス等の支援をしました。また、地域の療育支援機関の指導員や保護者の代表の方々も支援に来ていただき、子どもたちよりも、担当者が多いといったスタートでした。

- その後も必要があれば、その都度、「まごの手」の担当者の支援要請に応じていきました。

特色④ 保護者・担当者・教員の定期的な懇談会

- 保護者からは、預ける際のお子への心配もあり、担当者へのお願いや要望などを伝えたい、担当者からは、支援の方針を保護者や学校に知ってもらいたい、学校としては、連絡帳などを活用した支援の引き継ぎなどの確認をしたいなどがあり、市の障害福祉課の担当者に関係者に連絡し、毎月1回程度、福祉会館に集まって、懇談会をもちました。
- 最初は、思いの違いやぎくしゃくしたことなどありましたが、お互いが理解し合っていく場として有意義な懇談会になっています。

特色⑤ 地域のすべての障害児が、長期休業日にも利用可能

- 順調にスタートしたこともあって、大垣特別支援学校の児童生徒だけでなく海津市に在住の他の特別支援学校や特別支援学級に通っているすべての障害児を対象にしています。
- 重度の重複障害児や医療的ケアが必要な児童生徒の受入についても、前向きに取り組んでいます。
- 高等部を卒業しても、1年間は継続利用ができることも特色です。
- 月曜日から金曜日の午後4時から午後6時半までと、土曜日と長期休業日の一日約7時間程度で受入れています。(日曜日だけは、家庭で過ごすことを大切に、実施していません)

特色⑥ 比較的安い利用料金

- 平日が利用1回につき300円、土曜日や長期休業日が1時間当たり100円を利用者が負担します。働くお母さんたちからは、喜ばれています。

4. 実施の経緯

障害児の学童保育は、長年にわたってのPTAの要望課題です。本校でも、地区ごとに保護者と教員で、PTフォーラムを実施していますが、どの地区でも、放課後や長期休業中の学童保育について、要望が出されます。しかし、それが行政を動かして実施されるころまでは、なかなか進みませんでした。今回、海津市で実施できたことについては、次のような経緯がありました。

- ① 行政区が海津郡から海津市にまとまり、3つの町にそれぞれお願いしていたことが、一本化されたこと
- ② 海津地区のPTフォーラムには、保護者と教員の他に、市の障害福祉課や社会福祉協議会、地域支援コーディネーター等にも参加を依頼していたこと
- ③ 平成18年5月下旬のPTフォーラムで、保護者から「放課後や夏休みに子どもたちが過ごせる場をつくってほしい」という声が障害福祉課長に聞いていただけたこと
- ④ 障害福祉課長の提案で、担当者を入れた具体的なPTフォーラムをもう一度もてたこと
- ⑤ そのPTフォーラムでの成果として、夏休みに「交流事業」として、高校生ボランティアの協力で、学童保育のようなことを数回もつこととし、実施したこと
- ⑥ 「交流事業」は、地域の療育支援機関の指導員や本校の教員も支援したことで、順調に実施でき、この成果をもとに、事業委託できそうなNPO法人を市の担当者がみつけたこと
- ⑦ NPO法人「まごの手」の本事業への理解があったものの、障害に接したりすることへの大きな不安があり、その不安を市の担当者と学校が相談して、見学や研修を通して、やわらげていったこと

こうして、実際に事業を担当していただく人材が確保できたことで、障害児タイムケアが、スタートすることができました。

4. おわりに

障害児タイムケアも1年を過ぎ、子どもたちも登校してくるなり「先生、タイムケア」と担任に、放課後タイムケアを利用する日であることを教えてくれます。しかし、まだ、海津市の子どもからしか聞けません。

この海津地区での取り組みをもとに、他地区でも、がんばろうという動きは、確実に育ってきてはいますが、実施までには、まだまだ、遠い道のりです。

そんな中で、平成20年4月に岐阜県立海津特別支援学校が開校されます。海津市の子どもたちの多くは、新設校での生活が始まります。そして近隣の輪之内町、養老町などからも新設校に通学します。このため近隣から通学予定の保護者からも「タイムケアを利用したい」との要望が出されてきました。市の障害福祉課は「自治体間で負担方法などを話し合い、行政の垣根を越えたい」と受入に前向きです。少しずつ輪がひろがることを願ってやみません。

日 課 表

15:45 } 15:55	15:55 } 16:05	16:05 } 18:20	18:20 } 18:30
<ul style="list-style-type: none"> ・バス停で迎え ・移動 (担当者と一緒に) 	<ul style="list-style-type: none"> ・始めの会 みんなであいさつ 連絡帳確認(担当者は連絡帳を読む) 今日の活動計画 (だいたい何するか決める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動例 室内 (ごろごろ過ごす、玩具等で一人で遊ぶ、ビデオ視聴、担当者と手遊び、館内散歩など) ・活動例 屋外 (散歩、図書館まで散歩し読書、慣れてきたら、コンビニへ買い物など) ※必要に応じてトイレ休憩 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合 ・終わりの会 ゆっくりと落ちついて、お迎えを待つ。

② 児童デイサービス

i) 三木児童デイサービス（香川県）

— 自然に囲まれ、癒しの空間の中で —

活動日：火曜日～土曜日

（国民の休日、12月29日～翌年1月3日を除く）

活動時間：9：30～18：00

◇ 児童デイサービスとは

障害のある（障害福祉サービス受給者証取得）お子さんに、療育支援や遊び運動などを通して日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応を支援する事を目的としています。

◇ 三木児童デイサービスでは

- 平日の午前中は就学前の幼児（3歳以上）さんをお預かりし、絵本の読み聞かせや個々に応じた遊び（音楽的な遊び・簡単な遊具やおもちゃを使っの遊び）を通して基本的動作の習得や集団生活になじむ支援をします。
- 平日の放課後は障害のある小・中・高生を中心に着替え・宿題・おやつのおと、遊びながら保護者のお迎えを待つ学童保育的な支援を行っています。

★ 目的

利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し施設利用を提供して、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うこと。

★ 週の主な活動内容

	火	水	木	金	土
午前	幼児中心 (遊び中心)	幼児中心 (遊び中心)	幼児中心 (遊び中心)	幼児中心 (遊び中心)	自由遊び
午後	学童保育中心	学童保育中心	学童保育中心	学童保育中心	体育的遊び または 音楽的遊び

以上、充実した活動を展開できており「日中一時支援事業」ではなく、この「児童デイサービス」で、是非今後もつづけて実施したいと考えております。

ii) 八王子市重症心身障害児デイサービス「こあらくらぶ」(東京都)

1. 事業の概要

都立八王子小児病院に隣接するアパートを借りて活動している。(活動スペースは13.5畳と12畳)

活動内容：医療的管理を必要とする重症心身障害児の健康の増進、機能訓練、心身の発達の助長、および家族の支援を目的に3つの活動を行っている。

(1) 地域デイグループの活動

月・金曜日(14:00～17:00) 未就学の幼児と小学部の児童

水・土曜日(14:00～17:00水は～17:30) 中学部・高等部の生徒

* 内 容

健康に留意しながら、手遊びやリズム遊び、感触遊びや造形遊びなどを行う。母子分離で参加することが原則で、人との関わりや生活体験を増やせるように取り組んでいる。

子どもたちは、お友達の家遊びにいったような感覚で、のんびりと過ごしている。

* 医療的ケア

医師の指示に基づき看護師が実施している。現在は、留置された胃チューブからの注入、経鼻エアウェイの挿入、鼻腔からの胃チューブ挿入と注入、胃ろうからの空気抜き、腸ろうからの注入、口鼻腔吸引、気管内吸引に対応している。緊急時は、すぐに隣の小児病院で診察・処置を受けることができるので、保護者・スタッフも心強い。

* 送 迎

水・金曜日には、市内の授産施設が行っている移送サービスを利用し、都立八王子東養護学校からの移送を行っている。看護師が同乗することで、医療的ケアが必要なために普段はスクールバスに乗れない子どもたちでも、母子分離でこあらくらぶに通所することができる。

* 利用者スタッフ

利用者は平成19年12月現在、2歳～17歳までの18名で、うち9名が活動時間内に医療的ケアを必要としている。スタッフはコーディネーター1名、ケアスタッフ6名、看護師3名で、利用者1名にスタッフ1名の体制である。

(2) 一時預かり事業(ユーカーリはうす)

平成13年度から、開所時間以外には一時預かり事業を実施している。10時から17時までのおおむね5時間程度の預かりで、保護者の通院や自宅療養、レスパイトなどに対応している。緊急時以外は1週間前の利用申し込みが原則である。利用者一人に対し、スタッフ2名あたり、体調が急変した場合にすぐに病院や保護者と連絡がとれる体制にしている。

(3) 療育相談

最近は子どもの障害をどのように受け止めたらいかなどの相談もある。社会福祉の制度をどのように利用すればいいのかという相談などにも応じている。

2. 医療関係者や地域の方々と手をつないでの運営

財源は、主に八王子市中心身障害者(児)通所訓練等事業実施要綱による補助金である。地域デイグループ事業の基準Ⅱ(東京都が3分の2と八王子市が3分の1の補助金)に基づき、今年度は10,033,000円である。

平成14年度より、八王子市の市独自の健康管理加算(医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のために看護師等を雇用する場合に2,000,000円加算)がつくようになり、看護師の複数

同時配置が可能になった。

毎月3,000円の保護者負担金、こあらくらぶ応援団からの資金援助、寄付金、バザーの売上金などがその他の財源となっている。応援団は会員数148名で、利用者以外の地域の方々に運営されている。

一時預かり事業に補助金は適応できないため、1時間当たり1,000円の保護者の負担金と「こあらくらぶ応援団」からの資金援助を受け、事業を行っている。

3. こあらくらぶができるまでと今後

平成5年、八王子小児病院内で医師やケースワーカーが中心となりグループワークが始められ、おしゃべりや情報交換を行ったりしていた。しだいに保護者中心の運営をせざるを得なくなり、病院仲間であった現コーディネーターが、動きの取れない保護者にかわって推進力として積極的にかかわってくれた。勉強会を行い、補助金を受けられるような活動をめざして、平成9年4月からは病院外の施設（市民センターなど）を利用し、毎週水・土曜日に活動を開始した。この時、いつも子どもをおぶっているコアラに自分たちの姿を重ね合わせ「こあらくらぶ」と名づけた。

当初は年間450人の利用という実績はできるか？活動中に容態が急変したら？誰もが払える保護者負担金額はいくらなのか？補助金が確実に受けられるとはいえない状況でスタッフを雇用することはできない…など不安も多く、さまざまな論議を重ねた。

10月には都立八王子小児病院の隣に部屋を借り、活動の拠点とした。翌年4月からは地域デイグループの補助金（地域デイグループ事業の基準Ⅲ）を受けることができ、スタッフを雇用し、母子分離による活動を行っている。

障害者自立支援法の施行により、今後の補助金の動向は不明であること、活動の拠り所にしてきた八王子小児病院が3年後には府中に移転統合される計画があること、など今後の活動に不安は大きい。

「保護者だけではなく、協力者のコーディネーターと一緒に活動をしてきたこと、八王子市の障害者福祉課の担当者や医療的な面で支えてもらえる医師の理解や協力を得られたことが、こあらくらぶの活動を続ける力となりました。

医療的ケアがあるがために使える福祉の制度に限界がある現状のなかで、預けたいときに預けることができ、困ったことがあれば相談できるという〈こあらくらぶ〉の存在は、在宅で介護を続けている家族の心の拠りどころになっているようです。今まさに、この子たちにも学校外活動の場が必要なことを知ってもらい運動が必要だと思います。」

(3) 都道府県独自の事業による「学童保育」

① 埼玉県養護学校放課後児童対策事業

1. 特徴

- 国の制度や助成金を受けずに埼玉県単独で障害児の放課後事業を実施。
- 県・市町村からの補助金（人件費）が充実。指導員が職業として働いている方もいる。
- 埼玉県の特別支援学校37校中27校で養護学校児童クラブを実施している（内2はさいたま市管轄）。
- 月曜日から金曜日の放課後、長期休業に活動を実施。
- 養護学校の小・中・高等部の児童生徒が参加可能対象（保護者の就職にかかわらない）。
- 地域の特別支援学級の児童生徒も利用可。また、通常学校の学童クラブへも要件を満たせば特別支援学校の児童生徒も利用可。

2. 埼玉県平成19年度養護学校放課後児童対策事業の概要

(1) 主 旨

養護学校等の放課後や夏休みなど長期休業時における障害児童の集団生活と健全育成の場を確保する為に放課後児童対策を行う養護学校児童クラブを運営又はその運営に要する経費を助成する市町村に対し助成する。

(2) 事業内容

事業実施主体…市町村

児童数規模…障害児概ね10人以上

運 営…任意団体の保護者会運営や、保護者が関わるNPO法人運営がほとんどである。

その他、社会福祉法人数箇所

所在地は借家で行っているクラブが多い

（市ごとことなるが家賃補助を月20万円受けているクラブもある。）

参加の内訳…27クラブ内で *重度障害児参加数390名 その他の障害児52名利用

*重度障害児とは、療育手帳で重度の交付を受けている児童生徒。身体障害者手帳1級の児童生徒。療育手帳で中軽度及び身体障害者手帳2級の交付を重複して受けている児童生徒

(3) 予算内容

総額83,284,000円 25クラブ

基準額 重度障害児…47,000円 3人に対して指導員1人

その他の障害児…23,500円 6人に対して指導員1人

(4) 事業内容

① 負担区分…国0・県1／3 市町村2／3

② 補助対象経費…基準指導員数分の人件費

基準時指導員（重度障害児×2＋その他の障害児）÷6

賠償責任保険の保険料

(5) 県からの補助額

以下の①～③の額で最も少ない額に1/3を乗じて得た額の合計額の範囲内

- ① 重度障害児1人月額47,000円×延べ在籍児童数+
その他の障害児1人月額23,500円×延べ在籍児童数
- ② 基準指導員数分の人件費（基本給分）及び賠償責任保険料
- ③ (児童クラブ総支出額 寄付金その他の収入) × $\frac{\text{当該市町村の延べ*在籍児童数}}{\text{当該児童クラブの延べ*在籍児童数}}$
(*重度障害児の場合は2倍して算出)

(6) 市町村負担額 人件費の2/3負担

重度障害児の指導員1人の年間額ならば 376,000円 47,000円×12ヶ月×2/3
その他の障害児の指導員1人の年会額 188,000円 23,500円×12ヶ月×2/3

3. 養護学校放課後児童対策事業 実践例「特定非営利活動法人たんぼ福祉村」

(1) 参加者

県立川口養護学校の小・中・高の児童生徒、特別支援学級の児童生徒。

(他の事業で卒業生の土曜日の活動も行っている)

両方あわせ登録者約80名

(2) 指導員

常勤2名、パート10名、その他、体験活動を提供し教えてくれるボランティア

指導員の要件として資格は必要ないが、保育士や教員免許を持っている方、保護者や経験豊かな方が指導している。給与(補助金:人件費など)をもらい主な職として働いている方もいる。

(3) 活動内容

公園遊び おやつ作り ショッピング カラオケ パーティ 遠足(東京タワー、羽田空港 etc) 読み聞かせなど 養護学校の施設を利用し活動することもある。

(4) 活動日&利用料

年会費 放課後事業10,000円 月額上限22,000円

月曜日～金曜日 14:30～17:00 1回1,500円

短縮授業日 11:30～17:00 1回2,300円

学校休業日 9:00～17:00 1回3,000円

延長サービスも別途料金設定し行っている。

(5) その他

利用者一人当たり5,000円、市から補助金を受けている(市ごと異なる)。

障害者生活サポート事業などの制度を活用し、宿泊や緊急一時預かりなど行っている。

3. 発展の経緯

- 親・子ども・養護学校の教員が、障害のある子ども達に豊かな放課後活動を保障しようと立ちあげる。20年以上の実践をつづけている。
- 初期に養護学校児童生徒の放課後活動をしていた3団体が連携し、県へ放課後活動の必要性を訴えとともに、連携を広げていく。その結果、補助金を受けられるようになる。保護者の就労にかかわらず放課後活動が保障される。
- 埼玉県は放課後児童クラブの充実に力を入れていることと、障害児の放課後事業を福祉の予算ではなく、通常の放課後児童対策事業の一環として行うことで、月曜日から金曜日の活動など充実が図られた。また、埼玉県次世代育成支援行動計画(2005年～10カ年計画)で放課後児童クラブの充実が謳われ、養護学校放課後児童対策事業も連動して充実する。

② 島根県「ハッピーアフタースクール事業」

1. 島根県の取り組みについて

- 島根県単独事業として「ハッピーアフタースクール事業」を行っている。
- 県内9カ所（分教室を含む）の特別支援学校で学童クラブを実施。
- 実施主体は各特別支援学校学童クラブ保護者会。
- 本年度の事業主体は島根県（障害者福祉課）。
- 来年度も島根県が事業主体となるが、再来年度以降については、未定。
- 本年度補助金負担割合 島根県1/2：市町村1/2。来年度も負担割合は同じ。

2. 県立松江養護学校学童クラブの現状について

- 平成10年より保護者同士でスタートさせる。
- その後県へ要望し、H13年度より県の事業として行う。
- 登録者数42名（H19.10.1現在）
- ほぼ毎日利用する家庭と家庭の事情等により時々利用する家庭がある。
- 一日の平均利用者数は、約15名。
- 月曜日から金曜日実施（14：00～18：00）しており、長期休業中も実施している。（土、日、祝日、盆、年末年始は休み。学校休業日もお休み）
- 運営費用は利用料と助成金（本年度6,918千円）
- 700円/日（長期休業中は1,000円/日）
- 指導員は、一般の方、島根大学学生、サポーター養成講座修了生（本校主催）
- 実施場所は校内のプレイルームの他に2、3の教室を使用。
- 基本は子ども一人に対して指導員が一人つき自由遊びをして過ごす。
- 長期休業中には、お出かけをしたり、季節行事（プール遊び、クリスマス会など）を行ったりしている。
- 学生の企画による、読み聞かせ（設定遊び）を月に一回程度行っている。
- 定期的に保護者会や指導員会、指導員や保護者と教員との情報交換会を実施。
- 今年度は各学部の授業参観日の案内をして、学童の時間以外での子どもたちの様子を見てもらった。
- 新年度や新しく利用する子どもが入ってきた際やその他必要があるときには、子どもについて担任と指導員との支援者会議を行う。

3. 今後の要望や課題

- 将来、事業主体が県から各市町村へ移行されても、同じように事業を実施し、市町村間の格差が生じないように各市町へ指導を行ってほしい。
- 在籍児童・生徒数が増加にあり、教室の確保が難しくなりつつある状況の中で、学童クラブの活動場所の確保も、難しくなると思われる。
- 特別支援学校になりさまざまな障害の児童生徒（医療的ケアの必要な児童生徒）が通ってくる事が予想されるが、色々な子どもたちが安心して学童クラブを利用できるように、研修会を実施したり人員（医療的スタッフなど）を確保したりする必要がある。
- 日常のスタッフの確保も難しいところがあり、スタッフを養成するなどその他の方法も考えていく必要がある。

-
- 来年度以降予算の減額が見込まれており、前記のスタッフの確保の件も含めて、運営を工夫する必要がある。

4. 松江養護学校の取り組みについて

「子どもたちの豊かな生活を考え、学校での教育活動の充実に加え、放課後や休日等の活動を充実させたり地域とのつながりをつくったりすることに取り組んでいる。」平成17年度より、校務分掌組織として地域支援センターという部署をおき、上記のことを中心となって取り組んでいる。

休日や長期休業など余暇支援の取り組み

- ① 土曜わくわくクラブ（土曜日余暇活動）
 - 親子でのレクリエーション活動を年に4回、地域の施設を利用して実施
- ② 休日余暇活動企画
 - サポーター養成講座修了生の方達と一緒に活動を企画し、実施。
 - 公民館を会場にし、その地区の保育園、幼稚園、小、中学校特別支援教室などへ参加を呼びかけている。

放課後の取り組み（学童クラブ以外）

- ① 部活動
 - サッカー、バスケット（男女）、卓球（男女）、軽音楽、美術
 - 週に三回実施（月、火、水）し、高等部の生徒を中心に参加する。

活動を支える取り組みや関連した取り組み

- ① サポーター養成講座の実施
 - 18歳以上の方を対象に募集を行い、本年度（H19年度）は高校生から70代の方まで80名を超える参加申込みがあった。
 - 本校や公民館を会場に実施し、地域の方も参加できるオープン講座も実施する。
 - 保護者や松江市社会福祉協議会、市内各地区社会福祉協議会の協力を頂いている。
- ② 地区別PTA
 - 同じ地域から通ってきている保護者同士のつながりを深めることを目的として、情報交換会や親子参加のレクリエーションを年に3回程度実施
- ③ 学校支援サポーターの授業や行事への参加
 - 学校行事や各学部の授業などへサポーター養成講座修了生の方や島根大学の学生や一般の方に参加していただき、教育活動の充実や子どもたちの社会参加の場にする。

③ 東京都通所訓練事業「三鷹なかよし教室」

1. 「三鷹なかよし教室」の活動の実際

(1) 具体的内容

- ① 心身に障害のある子どもたちが、地域で仲間と共に、豊かな放課後を過ごしなが、社会性を身につけることを目指して活動しています。
- ② 障害者自立支援法にかろうじてある、突発的なお預かりサービスではなく、継続的な通所を前提にしています。
- ③ 学校でも家庭でもない集団での活動の中で、楽しく様々な経験をすること、活動への参加を促すことによって協調性を養うことを目指して活動しています。

(2) 送迎

- ① 各学校下校時からなかよし教室への送迎のみ行っています。帰宅時の送りは行っていません。
- ② 普通車（7人乗り・リフト付き）・大型車（15人乗り）の2台で送迎しています。
- ③ 運転手および添乗員人件費、車両維持費は三鷹市の補助金（送迎援助費）を財源にしています。

(3) 保護者の参画

- ① 2カ月に一度、保護者会があります。
- ② その他に、係分担があります。なかよし会では、委員会と称しています。各保護者は必ず一つ、どこかの委員会に属していただいています。保護者の協力無しに運営ができないことが理由です。また、なかよし教室は上記のような趣旨から、保育や預かりではないので、就労保障は前提にないこともあらかじめご説明してご理解をいただいています。

2. 東京都通所訓練事業の課題

(1) 本教室の制度

障害者施策推進区市町村包括補助事業 通所訓練事業

(2) 課題

- ① 放課後連・東京では、昨年都の「心身障害者（児）訓練事業」「地域デイグループ事業」の継続・発展を求める運動に取り組んできました。都議会請願が「趣旨採択」されるなどの成果も得てきましたが、新規のグループについては「心身障害者（児）訓練事業」「地域デイグループ事業」の補助の対象にしないという方針を都は打ち出しています。このまま新規のグループが補助金を受けられないならば、東京の放課後活動全体が先細りになるおそれがあります。
- ② また、「趣旨採択」の結果、既存のグループは一般事業の「通所訓練事業」として継続することが認められていますが、障害者自立支援法に移行するまでの経過措置という都の基本的認識が変わった訳ではありません。
- ③ 全国放課後連での運動の課題ですが、障害者自立支援法の通所を前提とした、放課後活動を行うような事業は、現段階では相変わらずありません。

障害児の放課後活動を進めるに当たって

① 狛江市の移動サービスに関する事例（東京都）

障害児の場合は、一人で「学校から放課後活動場所」、「放課後活動場所から自宅」に移動することは、きわめて難しい場合が多くあります。また、保護者（特に母親）は、幼い兄弟姉妹の育児、高齢者の介護、家計を助けるための仕事などがある場合があります。それらの事情がなくても、送迎を全て保護者の範囲とすることは、保護者にとっては時間的、肉体的、精神的にも大きな負担となります。障害児が「放課後子どもプラン」に参加することができるようになるためには、送迎体制の整備が非常に重要です。

以下に東京都狛江市の移動サービスに関する事例を報告します。

1. 障害者自立支援法による移動サービス

狛江市では、障害者自立支援法における地域生活支援事業の移動支援で、個々の事情に応じてヘルパーによる送迎を認定しています。認定の年齢による制限は原則設けられていないので、小学校低学年から認定を受けることができます。認定時間量は個々のケースによって決められます。送迎手段は移動支援の範疇のため公共の交通機関を利用するか、徒歩による介助になります。自己負担額も移動支援で定められた金額になっています。

以上のように送迎の認定を障害者自立支援法の移動支援で狛江市では行っていますが、移動支援が地域生活支援事業になったため、市の財政負担が大きくなり認定が年々厳しくなっているのも事実です。認定期間は学期ごとに区切られ、学期が終了する度に個々の現況確認が行われています。障害者自立支援法の移動支援で送迎を各自治体が認定しやすくするためには、補助金制度などを取り入れる必要があると考えられます。

2. 特定非営利活動法人による移動サービス

ハンディを持つため外出しにくい人を対象に有償で移動サービスを行っている会員制ボランティア団体の移動サービスの事例を報告します。以下、特定非営利活動法人ハンディキャブこまへの移動サービス利用案内から事業の内容を抜粋します。（平成16年4月作成の案内より）

●「ハンディキャブこまへ」の移動サービスとは？

障害や高齢などにより移動が困難な人たちの外出と社会参加を支援するため、リフト付ワゴン車等の運行を運転ボランティアの協力を得て行う、営利を目的としない市民事業です。

●利用できる人は？

利用会員登録された人で、次のいずれかに該当する人です。1) 車椅子を利用する人
2) 歩行困難な人 3) 目の不自由な人 4) 知的ハンディのある人
5) その他、移動困難と認められる人。

●利用会員になるには？

年会費3,000円を納入し、所定の利用登録用紙に必要事項を記入し、提出していただきます。

- 移動サービスの制限は？

運行時間は原則として午前8時より午後6時までです。ただし、時間外・宿泊を伴う運行もご相談に応じます。また、安全運行のため、原則として利用する人が介助者を付き添わせて下さい。

- 利用者の費用負担は？

運行利用料は30分500円（時間外600円）と運行費 1 km50円が加算されます。また30分を超える場合の15分未満は切捨てとなります。なお、国民の休日は時間外料金となります。

- 事故の補償は？

車両運行中、または電動リフト昇降中に生じた事故は、任意の自動車保険の範囲内の補償とすることを事前にご了解下さい。

運転ボランティア会員は定年退職した男性を中心に登録しているほか、賛助会員がいます。賛助会員より名入のユニフォームの提供などの支援もありました。また、運転ボランティアは、安全移送のための研修会を定期的を受けています。

② 放課後児童クラブ指導員の育成を願うボランティア養成講座（静岡県立袋井養護学校）

1. はじめに

本校は開校して18年目の学校で、学区は6市1町と広範囲であり小学部から高等部まで児童生徒数350人の大規模校である。

本校のボランティア養成講座の歴史は古く、平成11年全国知的障害養護学校PTA連合会主催のボランティア養成講座パイロット校になったことに始まる。途中3年間はボランティア養成講座を休講し、余暇充実活動に力をいれてきた期間がある。しかし、余暇充実活動や地域活動を推進していく上でボランティアの存在は欠かせないため、平成16年から静岡県の青少年指導者養成事業と合わせて、再度『ボランティア養成講座』初級・中級を立ち上げ今日に至っている。

本校では、卒業生の保護者、PTA、学校、ボランティアが連携し、子供たちが学校だけの生活だけでなく地域の中でも生き生きと活動する場があることを願って様々な取り組みをしてきている。

2. 袋井養護学校児童生徒通学地域内の障害児学童クラブ実施状況

実施市町	袋井市	掛川市	磐田市	菊川市	御前崎市	森町
学童クラブ数	3	2	4	1	1	1
本校利用者数	43	35	38	3	5	6

※対象児は、3歳から特別支援学級・養護学校の高等部まで幅広く受け入れられている。

3. ボランティア養成講座の役割

本校のボランティア養成講座では、この4年間で336人が受講した。その中には、学童クラブ指導員の参加が毎年3～4人いる。「放課後の児童生徒の姿とは違った学校での様子を知りたい」「障害に対する知識・理解を深めたい」「子供とのかかわりについて学びたい」そんな願いを持って参加している人達である。受講生の姿勢は言うまでもなく熱心であり、積極的に必要単位数以上の参加の状況が見られる。

講座内容では、講義として障害理解や様々な障害のある児童生徒とのかかわり方を学ぶ時間を取り入れている。また、実習としての場を設け、実際に障害児と接する時間を取り入れている。特に学童クラブ担当者には、学校行事へのボランティア活動の内容を選択できるようにし、児童生徒支援に積極的に参加できるような工夫をしている。



4. 関係機関との連携

本校には毎年、各市町からの講話依頼がある。「障害児理解について」「発達障害児とのかかわり方」など、学童クラブ職員や市町のボランティアを対象に話す機会が多くなってきている。各市町と連携を図り、障害のある児童生徒たちにかかわる人材の育成にこのボランティア養成講座の担う役割は大きいと感じている。

また、学校・学童クラブ・家庭が連携を持ち、学校と保護者間の“連絡帳”を学童クラブ職員にも見ていただき、子供の様子を共有する保護者も多くなってきた。